物価高騰・事業者広告宣伝助成金

申請時チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック　 |  | 　確認項目 |
| **□** |  | **対象事業者ですか？**日野町商工会地域で事業を営む事業者かつ、中小企業基本法に定められた中小企業　 |
| **□** |  | **物価高騰により落ち込んだ消費を回復させるための取組みである**事業例：展示会出展費用や、消費喚起を目的としたセールを実施する際の装飾経費、その他実施に対する直接経費、新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込み、販促パンフレット・ポスター・チラシ・ポスティング費など対象外）人件費、ハード設備等、看板、慣例的な年賀状、新聞広告、広告のためのプリンターインク、紙など。直接的な販売促進につながらないもの。店舗名のみＰＲのもの。□令和7年1月31日までに使い切るものでなければなりません。 |
| **□** |  | **添付書類は揃っていますか？**(1) 必要経費の明細が記載された請求書等(2) 支出を証明できる書類（クレジット払いは、通帳から支出されていること） (3) 実施事業がわかる写真（成果物を含む）、チラシ、パンフレット、情報誌等の実績が確認できるもの |
| **□** |  | **事業の取組日**実施日、請求日、領収日の全てが令和６年４月１日～令和７年１月３１日までのものとなっていますか。クレジット払いは、対象期間内の引落されることが必要です。 |
| **□** |  | **申請書に漏れなく記載されていますか？**事業所在地、事業所名、代表者氏名、連絡先等や、助成金の振込先を正しく記載してされていますか |
| **□** |  | **助成の取り消しについて承知されていますか？**次のいずれかに　該当するときは、交付決定の取り消し、既に交付された助成金については返還となります①提出書類に虚偽の記載があったとき②助成金交付の条件に違反したとき③助成事業の実施について不正行為があったとき④法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき |
| **□** |  | **応募に係る注意事項のご確認をお願いします。**①応募された書類等は返却しません②応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担となります③予算額の枠内で実施する事業のため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません④採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります⑤**同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外です** |

**上記、すべて確認、承諾しました。**

令和　 　年　　　月　　　日

**申請者氏名(署名)**